

令和 5 年 1 月 17 日

放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集

総務省は、第 208 回国会において成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号）の一部の規定の施行に必要となる政省令等の整備に関し、放送法施行令の一部を改正する政令案、電波法施行令の一部を改正する政令案、放送法施行規則等の一部を改正する省令案、放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案及び電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成しました。

つきましては、これらの案について、令和 5 年 1 月 18 日（水）から同年 2 月 16 日（木）までの間、意見募集を行います。

1 概要

電波法及び放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち一部の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

今般、改正法の一部の規定の施行に向けて必要となる関係規定の整備として、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項への外国人等が占める議決権の割合等の追加等及び還元目的積立金に関する制度の整備等を行うため、「放送法施行令の一部を改正する政令案」（別紙 1）、「電波法施行令の一部を改正する政令案」（別紙 2）、「放送法施行規則等の一部を改正する省令案」（別紙 3）、「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案」（別紙 4）及び「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」（別紙 5）を作成しましたので、これらの案（以下「改正案」という。）に対して意見募集を行います。

2 意見公募手続

（1）意見募集対象

- ・ 放送法施行令の一部を改正する政令案（別紙 1）
- ・ 電波法施行令の一部を改正する政令案（別紙 2）
- ・ 放送法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙 3）
- ・ 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙 4）
- ・ 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙 5）

（2）参考資料

改正案の概要（別紙 6）

（3）意見提出期間

令和 5 年 1 月 18 日（水）から同年 2 月 16 日（木）まで＜必着＞（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙 7）を御覧ください。

3 今後の予定

改正案のうち省令案については、意見募集の結果及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申、政令案及び訓令案については、意見募集の結果を踏まえ、所要の手続を速やかに進める予定です。

4 資料の入手方法

関係資料については、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送政策課（総務省 11 階）及び総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。

【連絡先】

（１）別紙 1、2、4 及び 5 並びに別紙 3 のうち放送法関係部分
情報流通行政局放送政策課

電 話：03-5253-5777（直通）

E-mail：housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

（２）別紙 3 のうち電波法関係部分

総合通信基盤局電波部電波政策課

電 話：03-5253-5909（直通）

E-mail：denpa.seisaku_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。